

令和7年12月1日
午前10時開会
議 場

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案第80号 上天草市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第81号 上天草市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第82号 上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第83号 上天草市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第84号 上天草市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第85号 上天草市立学校施設の使用に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第86号 令和7年度上天草市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第12 議案第87号 令和7年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第88号 令和7年度上天草市診療所特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第89号 令和7年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第90号 令和7年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第91号 令和7年度上天草市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第92号 令和7年度上天草市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第93号 令和7年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第94号 指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第95号 指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第96号 指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第97号 指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第98号 指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第99号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の

一部変更について

- 日程第25 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第26 報告第11号 専決処分の報告について【和解及び損害賠償額の決定について】
日程第27 報告第12号 専決処分の報告について【和解及び損害賠償額の決定について】
日程第28 報告第13号 専決処分の報告について【和解及び損害賠償額の決定について】
日程第29 報告第14号 専決処分の報告について【和解及び損害賠償額の決定について】
日程第30 報告第15号 上天草市教育委員会の事務に関する点検及び評価報告書の提出
について
-

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(14名)

議長 嶋元 秀司
1番 田寄 清勝 2番 柳本 初喜 3番 北垣 洋
4番 井手口隆光 5番 何川 誠 6番 塩田 真一
7番 何川 雅彦 8番 宮下 昌子 9番 西本 輝幸
10番 高橋 健 11番 田中 万里 12番 桑原 千知
13番 田中 辰夫

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀江 隆臣	副 市 長	坂本 公生
教 育 長	岩崎 宏保	総 務 部 長	前方 正広
経 済 振 興 部 長	本田 善生	建 設 部 長	岩永 裕一
市 民 生 活 部 長	藤川 勝利	健 康 福 祉 部 長	宮崎 誠吾
教 育 部 長	松尾 伸之	水 道 局 長	渡辺 政明
上天草総合病院事務長	山川 康興	総 務 課 長	海崎 竜也
財 政 課 長	中田 光治	会 計 管 理 者	山口 千重

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長 荒木 勝樹 局 長 補 佐 山崎 大勝

開会 午前10時00分

○議長（嶋元 秀司議員） おはようございます。

出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第7回上天草市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、9番、西本輝幸議員、10番、高橋健議員を会議録署名議員に指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第2、会期の決定については、議会運営委員会が開催され、会期日程などについて審査されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（北垣 洋議員） 改めまして、おはようございます。

それでは、議会運営委員長報告を行います。

令和7年第7回上天草市議会定例会の運営等について、議会運営委員会を開催し、審査いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

会期日程につきましては、配布しております定例会日程表のとおり、本日12月1日は、開会、提案理由説明、12月10日は、議案質疑及び委員会付託となります。予算決算常任委員会は、12月10日と17日の2日間、そのほかの常任委員会は、12月11日、12日の2日間開催します。一般質問は、12月15日、16日、17日の3日間行います。12月19日を最終日として、委員長報告、採決、閉会とすることに決定いたしました。

今期定例会に付議されます議案等は26件、その内訳は、条例6件、補正予算8件、そのほか6件、諮問1件、報告5件です。議案等の取扱いにつきましては、付託委員会及び議事日程など、慎重に審査し、全議案を本会議へ上程することに決定いたしました。

最後に、閉会中の継続審査及び調査の申出を行うことを決定しましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（嶋元 秀司議員） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり決定することに

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（嶋元 秀司議員） 御異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から12月19日までの19日間と決定しました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

令和7年9月定例会以降の報告事項は、御手元に配付のとおりです。資料等について必要な方は、議会事務局で閲覧願います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第 4 行政報告

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第4、行政報告。

市長から行政報告の申出がありました。これを許します。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） おはようございます。

行政報告の前に、本年8月に発生をしました記録的豪雨による災害につきまして、被害の概要、被害者支援の状況、復旧復興の進捗等について、9月定例会以降の状況を改めて御報告申し上げます。

まず、被害の概要でございます。

住家につきましては、10月30日現在で、浸水・土砂等による被害が全壊4件を含む775件となっております。道路などのインフラ、公共施設、民間施設などの被害等の概略でございますが、道路河川等の被害が25億8,000万円、堆積土砂排除対策に6億5,600万円、崖崩れ対策に6,900万円、農地農業施設の被害が228億3,500万円、農作物や農業用機械等の被害が6億700万円、市の観光施設や観光業への被害が1億3,300万円、市内企業事業者の施設整備の被害が17億9,300万円、民間保有施設等の被害が1億900万円、学校教育施設等の被害が、アロマを含めて27億円、水道施設の被害が1,000万円となっております。

次に、主な被災者支援の状況でございます。

災害廃棄物につきましては、10月31日現在で約3,500トンの処理を終え、進捗率は約90%となっております。被災住宅の公費解体につきましては、11月14日現在で、21件の事前相談を受けているところです。

住宅敷地内の土砂撤去については、公費で実施しており、自費で撤去された方への補助金につ

きましても、随時対応しております。

住宅支援につきましては、応急修理制度の申請が現在277件あっており、うち162件が完了したところでございます。被災により一定期間自宅に住めない方は、ホテルなどのみなし避難所や、民間アパートなどのみなし仮設住宅を提供しており、熊本県が松島町に設置をしました10棟の仮設住宅には、現在4世帯が入居予定となっております。

災害見舞金につきましては、現在393件の申請があっており、随時支給手続を進めています。被災者生活再建支援金につきましては、16件の申請を受け、県への引継ぎを終えたところです。また、災害救援資金も8世帯に貸付けを実施しています。

被災者への市税等の減免につきましては、11月14日現在で、個人住民税が242件、国民健康保険税が91件、固定資産税が220件、上下水道料金の減免に808件の申請があっており、引き続き、受付事務を実施してまいります。

11月から福祉課内に地域支え合いセンターを設置し、被災された方の心のケアを含め、被災者の生活再建を支援しているところでございます。

上天草市社会福祉協議会に設置した災害ボランティアセンターの活動につきましては、これまでに延べ1,627人の方に災害ボランティアとして御協力を頂きました。行政では手が届かない部分へのきめ細やかな御支援に対し、この場をおかりして厚く御礼を申し上げます。

今回の豪雨で住宅が被害を受け、就学に支障がある小・中学校の児童生徒に対し、災害救助法に基づき、学用品の給与を行いました。発災後、速やかに被害状況の確認を行い、9月30日には、全対象児童生徒への給与が完了いたしました。

次に、復旧復興の進捗でございます。

市内の道路状況ですが、国県道につきましては、教良木地区から栖本方面に向かう県道松島馬場線が全面通行止めとなっており、現在も復旧のめどは立っておりません。市道につきましては、現在18か所が全面通行止め、1か所が片側通行となっておりますが、順次、国の災害査定を受け、復旧を進めているところです。

今回、浸水により停止しました7か所の排水機場につきましては、県営事業による復旧を進めており、復旧までの応急対策として、仮復旧した1か所を除いた6か所仮設ポンプを設置しています。

被災した農地、農業、林業施設につきましても、順次、災害査定を受け、復旧を進めてまいります。また、農家の農業用機械等の対応につきましては、地区説明会を開催し、現在36件の要望を受けました。被害が大きかった松島総合運動公園につきましては、国県との協議で復旧方法を検討しているところであり、比較的被害の小さかったテニスコートなどから段階的に復旧する計画としております。

最後に、今回の災害におきましては、発災直後から、苓北町、宇土市など近隣自治体をはじめ、県内外の自治体から多くの応援職員を派遣していただきました。現在、東京都文京区役所から建設課に技師を1名、福岡県久留米市役所から、税務課の被災家屋の評価業務に1名を中長期で派

遣していただいております。引き続き、災害の専門業務に精通した職員の派遣を熊本県に要請しており、本市職員を含め全庁一丸となって、この度の豪雨の復旧復興に取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、令和7年第7回市議会定例会の開催にあたり、9月定例会以降の行政の主な取組につきまして、その概要を御報告いたします。

初めに、企画政策部門でございます。

本年9月の市議会定例会において御承認頂きました総務省の実証事業、郵便局を離島の拠点に、湯島招く猫プロジェクトにつきましてサービスを開始いたしました。この事業は、生活サービスや観光拠点の不足といった湯島地区の地域課題解決を目的とするものでございます。10月中に湯島郵便局への冷凍ショーケースや自動販売機の設置等を行い、11月1日より、海女ちゃん食堂乙姫屋様を中心に、食料品や日用品等の販売を開始しました。11月4日には、オープニングイベントを開催し、島民25名に御来客を頂き、食料品や日用品を御購入頂きました。参加された皆様からは、近くて便利、持ち帰りが楽で助かるなど好意的な御意見を頂いております。現在は、島民向けには、調味料、野菜、インスタント食品、冷凍食品、トイレトペーパー等。観光客向けには、湯島大根やブリなどを詰め合わせた湯島パックなどの商品を取り扱っております。サービスの提供は、来年2月までを予定しており、スマホ教室や健康教室の開催、猫ポストやオリジナル消印の設置も計画しております。事業終了後には、効果検証を行い、今後の事業継続や他地域への展開の可能性について検討を進めてまいります。

次に、建設部門でございます。

国県道路の整備促進につきましては、10月28日に、天草地域の2市1町で組織する天草地域国県道路整備促進期成会の会長として、熊本県知事並びに県議会議長へ会員首長、議会議長、総務産業常任委員長及び地元選出県議会議員とともに、天草地域の国県道路の実情を説明し、整備促進の要望を行いました。8月の豪雨災害を受け、避難路や緊急輸送道路の確保など道路交通網の整備の重要性を改めて感じたところであり、天草地域の生命線とも言える国県道路のさらなる事業進捗と早期完成を目指し、引き続き要望活動に取り組んでまいります。

次に、市民生活部門でございます。

ごみ処理事業につきましては、今年度から、子育て世帯と幼少期児童の環境学習の機会として、2か月児学級及び3歳児5歳児健診を受診される保護者を対象に、コンポストパック、ガーデニングセットと、環境に関する絵本の配布を始めました。本取組により、生ごみの堆肥化による可燃ごみの減量化と、市民全体の環境保全意識の高揚を目指してまいります。

令和7年度定額減税補足給付金不足額給付につきましては、10月31日で申請受付を終了し、2,750人、8,657万円を支給して、今年度の給付事務が全て完了しました。

次に、健康福祉部門でございます。

敬老事業につきまして、10月8日に、8月の豪雨災害で延期になっていました令和7年度上天草市熊日金婚夫婦表彰式を大矢野総合体育館で開催しました。結婚50周年を迎えられた85

組の御夫妻に対して、表彰状と記念品を贈呈し、その長年の絆に敬意を表しました。

高齢者のeスポーツ事業につきましては、eスポーツ拠点施設を市内4か所に整備し、8月から運営を開始しました。多くの方にeスポーツを体験してもらうため、かよいの場などにおいて、eスポーツの出前講座を開催し、参加者から好評を得ています。高齢者が楽しみながら介護予防等につながる取組として、今後も継続してまいります。

最後に、教育部門でございます。

学校教育分野につきましては、9月18日、通学路等の安全性を一層高めることを目的に、上天草市通学路等交通安全推進会議を開催しました。会議では、通学路等における危険か所の対応状況を確認した後、信号機のない横断歩道など、特に危険性が高い箇所(point)の点検を行いました。今後も、関係機関と連携を図りながら、必要な対策の検討及び改善を進め、通学路等における児童生徒の安全確保に努めてまいります。

次に、今年度から開始しました台湾瑞芳区との小中学校の交流において、7月に松島中学校とオンライン交流をした台湾の貢寮中学校の生徒11名が、10月6日に松島中学校を訪問し、英語による趣味や特技の紹介、折り鶴づくりなど交流を深めました。今後も、台湾瑞芳区の小・中学校との交流を契機として、児童生徒の異文化理解と共生の感覚を育み、国際社会でも活躍できる人材の育成に努めてまいります。

社会教育分野につきましては、9月13、14日及び20、21日の日程で、第79回熊本県民体育祭、熊本市大会が開催されました。本市からは、17競技に305名の選手が出場し、男女総合16位という結果でございました。なお、個人競技では優勝者が出るなど、素晴らしい成績を収められました。大会に御協力を頂きました関係者の皆様、そして、大会に出場された選手の皆様に心より感謝を申し上げます。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（嶋元 秀司議員） これで、行政報告は終わりました。

- | | | |
|-------|----------|---|
| 日程第 5 | 議案第 80 号 | 上天草市下水道条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 81 号 | 上天草市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 82 号 | 上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 83 号 | 上天草市家庭的法区事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 84 号 | 上天草市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |

- 日程第10 議案第85号 上天草市立学校施設の使用に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第86号 令和7年度上天草市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第12 議案第87号 令和7年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第88号 令和7年度上天草市診療所特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第89号 令和7年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第90号 令和7年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第91号 令和7年度上天草市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第92号 令和7年度上天草市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第93号 令和7年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第94号 指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第95号 指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第96号 指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第97号 指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第98号 指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第99号 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第5、議案第80号から、日程第24、議案第99号までの以上20件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 令和7年第7回上天草市議会定例会に提案いたします議案につきまして御説明いたします。

今定例会には、上天草市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてなど条例議案6件、令和7年度上天草市一般会計補正予算（第9号）などの予算議案8件、指定管理者の指定についてなどのその他議案6件、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについての諮問案件1件を提出しております。

諮問案件を除く議案の詳しい内容につきましては、所管部局長より説明をいたしますので、議員の皆様におかれましては、御審議を頂きまして御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、執行部から、順次、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

まず、議案第80号を、建設部長。

○建設部長（岩永 裕一君） おはようございます。

議案書の1ページをお願いいたします。併せて説明資料の1ページをお願いいたします。

議案第80号、上天草市下水道条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、災害その他非常の場合における排水設備等の工事の施工に関して特例を設けるため、関係規定を整備するものでございます。

内容といたしましては、現在、本市を含め多くの市町村の区域内における排水設備等の工事については、それぞれの公共下水道管理者が指定した工事店が施工する制度を導入しています。しかし、令和6年1月に発生した能登半島地震で、多くの家屋で排水設備等が破損したことや、指定工事店自身の被災により、指定工事店による工事の施工が困難な状況となり、排水設備等の復旧が遅れることとなったことを踏まえ、災害その他非常の場合において、排水設備等の工事が円滑に実施できるよう、他の公共下水道管理者が指定した工事店による工事の施工を可能とする規定を定めるものでございます。その他の規定につきましては、所要の規定の整理を行うものでございます。なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、災害その他非常の場合において、他の公共下水道管理者が指定した排水設備指定工事店による排水設備等の工事の施工を可能とするため、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、議案第81号を、水道局長。

○水道局長（渡辺 政明君） よろしくをお願いいたします。

議案書2ページをお願いいたします。併せて説明資料4ページをお願いいたします。

議案第81号、上天草市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、災害その他非常の場合における給水装置工事の施工に関して特例を設けるため、関係規定を整備するものでございます。したがって、単なる条文、条項の整理等のための改正も多数行われておりますが、こうした形式的な改正については、説明を省略させていただきます。

内容といたしましては、現在、本市を含め、多くの市町村の区域内における給水工事については、それぞれの水道事業者が指定した工事事業者が施工する制度を導入しております。しかし、令和6年1月に発生した能登半島地震において、多くの家屋で給水装置が破損したことや、指定工事事業者自身の被災により、指定工事事業者による工事の施工が困難な状況となり、宅内配管の復旧が遅れる事態が生じたことを踏まえ、災害その他非常の場合において、給水装置工事が円滑に実施できるよう、他の水道事業者、または、他の水道事業者が指定した工事事業者による工事の施工を可能とする規定を定めるものでございます。なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、災害その他非常の場合において、他の水道事業者、または、他の

水道事業者が指定した指定給水装置工事事業者による給水装置工事の施工を可能とする等のため関係規定を整備する必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、議案第82号から議案第84号を、健康福祉部長。

○健康福祉部長（宮崎 誠吾君） おはようございます。

議案書5ページをお願いいたします。併せて説明資料14ページをお願いいたします。

議案第82号、上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、児童福祉法の一部改正に伴い、上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例のほか、二本の条例の規定を整理するものでございます。

内容としたしましては、第1条、上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、第2条、上天草市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、第3条、上天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定において、引用している児童福祉法の条項ずれを改めるものでございます。なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、児童福祉法の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書6ページをお願いいたします。併せて説明資料18ページをお願いいたします。

議案第83号、上天草市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、関係規定を整備するものでございます。内容としたしましては、乳幼児に対する健康診査が利用開始時等の健康診断に相当すると認められるときは、当該健康診断を行わないことができるように規定を改めるものでございます。なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書7ページをお願いいたします。

議案第84号、上天草市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について御説明いたします。

この条例は、児童福祉法において、乳児等通園支援事業が市町村による認可事業として位置づけられたことに伴い、今回新たに条例を制定するものでございます。

内容といたしましては、全ての子供の健やかな育ちを支援し、良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず、支援を強化するため創設されたこども誰でも通園制度に基づき、乳児等通園支援事業所の設備及び運営に関する基準を条例で定めるものでございます。これに当たり、内閣府令で定める基準を踏まえ、安全計画、職員の資質向上、衛生管理、運営規程等について必要な事項を規定するものでございます。なお、この条例は、令和8年4月1日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行による児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業が市町村による認可事業として位置づけられたため、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について条例で定める必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、議案第85号を、教育部長。

○教育部長（松尾 伸之君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案書17ページをお願いいたします。併せて説明資料19ページをお願いいたします。

議案第85号、上天草市立学校施設の使用に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、上天草市立学校施設の使用に関する条例、上天草市大矢野総合スポーツ公園条例及び上天草市体育施設設置及び管理に関する条例に定める各施設の使用料の見直しを行うほか、老朽化により解体を予定している上天草市大道体育館を廃止するため、関係条例の規定を整備するものでございます。

主な内容といたしましては、第1条の上天草市立学校施設の使用に関する条例及び第2条の上天草市大矢野総合スポーツ公園条例においては、昨今の燃料費や人件費等の高騰により、社会体育施設の維持管理費が増加している状況を踏まえ、各施設の使用料を見直すため、関係規定を整備するものでございます。

また、第3条の上天草市体育施設設置及び管理に関する条例においても、同様の理由により、各施設の使用料を見直すとともに、施設の老朽化のため、市が設置する体育施設から上天草市大道体育館を廃止するため関係規定の整備を行うものでございます。なお、この条例は、令和8年4月1日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、社会体育施設の使用料を見直すとともに、上天草市大道体育館を廃止するため関係条例の規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、議案第86号を、総務部長。

○総務部長（前方 正広君） 議案書 22 ページをお願いいたします。

議案第 86 号、令和 7 年度上天草市一般会計補正予算（第 9 号）について御説明いたします。なお、100 万円以下の補正及び人件費の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

予算書 1 ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ 17 億 576 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 275 億 2,558 万 6,000 円とするものでございます。

5 ページをお願いいたします。

第 2 表の繰越明許費の補正は、15（款）総務費、10（項）総務管理費、旧阿村保育園解体工事のほか 9 件、17 億 1,436 万 7,000 円を令和 8 年度へ繰越して事業を実施可能とするものでございます。

6 ページをお願いいたします。

第 3 表の債務負担行為の補正は、区長便配達業務委託料のほか、177 件の債務負担行為の限度額を 8 億 566 万 9,000 円とするものでございます。

15 ページをお願いいたします。

第 4 表の地方債の補正は、過疎対策事業債を 3,630 万円増額するなど起債限度額の合計を 31 億 7,980 万円とするものでございます。

次に、歳入の主なものについて御説明いたします。

18 ページをお願いいたします。

45（款）10（項）10（目）地方交付税は、特別交付税 6 億 5,092 万円を増額するものでございます。

55（款）分担金及び負担金、10（項）分担金、20（目）災害復旧費分担金は、3,941 万 3,000 円の増額でございます。主なものといたしまして、農地等災害復旧事業受益者分担金 3,855 万円などを増額するものでございます。

65（款）国庫支出金、10（項）国庫負担金は、1 億 4,605 万 1,000 円の増額でございます。内訳といたしまして、10（目）民生費国庫負担金が、児童扶養手当給付費国庫負担金 439 万 4,000 円、児童手当交付金 1,223 万 1,000 円などを増額するものでございます。15（目）衛生費国庫負担金が、感染症予防費等国庫負担金 1,082 万 1,000 円を減額するものでございます。20（目）災害復旧費国庫負担金が、公共土木施設災害復旧費国庫負担金 1 億 3,959 万 2,000 円を増額するものでございます。

19 ページをお願いいたします。

65（款）国庫支出金、15（項）国庫補助金は、1,631 万 5,000 円の増額でございます。主なものといたしまして、10（目）総務費国庫補助金が、社会保障税番号制度システム整備費補助金システム改修分 287 万 1,000 円を増額するものでございます。20（目）衛生費国庫補助金が、災害等廃棄物処理事業費補助金計 2 億 1,261 万 1,000 円などを増額するものでございます。30（目）土木費国庫補助金が、既設公営住宅等復旧事業費補助金 283 万 2,000 円を増額する一方、社

会資本整備総合交付金建築物エレベーター防災改修109万2,000円、堆積土砂排除事業費補助金2億50万円を減額するものでございます。

70(款) 県支出金、10(項) 県負担金は1,235万3,000円の増額でございます。内訳といたしまして、10(目) 民生費県負担金が、児童手当県交付金145万円などを増額するものでございます。15(目) 衛生費県負担金が、疾病予防費負担金1,082万1,000円を増額するものでございます。

20ページをお願いいたします。

70(款) 県支出金、15(項) 県補助金は、7億1,950万4,000円の増額でございます。主なものといたしまして、15(目) 民生費県補助金が、保育補助者雇上強化事業費補助金213万円を増額するものでございます。50(目) 災害復旧費県補助金が、単県治山市町村営災害復旧事業補助金575万6,000円、現年林道災害復旧事業費補助金1億5,461万5,000円、農地等災害復旧事業補助金5億5,730万5,000円を増額するものでございます。

80(款) 10(項) 寄附金、40(目) 総務費寄附金は、企業版ふるさと納税災害復旧復興寄附分1,240万円を増額するものでございます。

85(款) 繰入金、15(項) 基金繰入金、10(目) 財政調整基金繰入金は、3億7,700万円を減額するものでございます。

21ページをお願いいたします。

99(款) 10(項) 市債は4億8,560万円の増額でございます。内訳といたしまして、50(目) 災害復旧事業債が、堆積土砂排除事業2億50万円を減額する一方、補助事業の農地等災害復旧事業2億8,860万円、補助事業の林道施設災害復旧事業1億3,900万円、単独事業の河川災害復旧事業7,540万円、補助事業の道路災害復旧事業2,890万円、補助事業の河川災害復旧事業4,040万円、法定外公共物災害復旧事業7,270万円、社会体育施設災害復旧事業490万円を増額するものでございます。55(目) 過疎対策事業債が、新ごみ処理施設建設事業連合負担金600万円、小学校校舎改修事業1,400万円などを減額する一方、橋梁補修補助事業2,070万円、観光施設修繕事業1,570万円、市道維持事業1,980万円などを増額するものでございます。95(目) 緊急防災減災事業債が、消防小型ポンプ積載車購入事業270万円を減額するものでございます。101(目) 公共事業等債が、県管理海岸保全事業県負担金260万円を増額するものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

22ページをお願いいたします。

15(款) 総務費、10(項) 総務管理費は、582万2,000円の減額でございます。主なものといたしまして、45(目) 企画費が、地域おこし協力隊個人プロジェクト型業務委託料275万円。地域エネルギー会社設立出資金510万円を減額するものなどでございます。

24ページをお願いいたします。

15(款) 総務費、20(項) 10(目) 戸籍住民基本台帳費は210万5,000円の増額でございます。主なものといたしまして、戸籍情報システム改修委託料共同親権対応292万6,000円を増額

するものなどがございます。

25ページをお願いいたします。

15(款)総務費、20(項)選挙費は583万6,000円の減額でございます。主なものといたしまして、郵便料258万2,000円などを減額するものでございます。

20(款)民生費、10(項)社会福祉費は2,455万円の増額でございます。主なものといたしまして、10(目)社会福祉総務費が、介護保険特別会計繰出金206万9,000円を減額する一方、障害者医療費(更生・育成・療養・介護等)国庫負担金過年度返還金419万6,000円、熊本県自立支援医療(更生医療)給付費負担金過年度返還金224万1,000円、障害者自立支援給付費等国庫負担金過年度返還金700万5,000円、熊本県障害者自立支援給付費等負担金過年度返還金318万4,000円などを増額するものでございます。20(目)障害者福祉費が、障害者福祉サービス等システム改修業務委託料120万1,000円を減額するものなどがございます。

26ページをお願いいたします。

40(目)後期高齢者医療費が、令和6年度後期高齢者医療給付費負担金精算分898万円を増額するものでございます。

20(款)民生費、15(項)児童福祉費は、4,713万3,000円の増額でございます。主なものといたしまして、15(目)児童措置費が、保育補助者雇上強化事業補助金244万1,000円を増額するものでございます。20(目)児童手当費が、児童手当1,513万円を増額するものでございます。25(目)母子父子福祉費が、児童扶養手当1,318万3,000円を増額するものでございます。40(目)子ども医療費が、子ども医療費助成金1,627万5,000円を増額するものでございます。

20(款)民生費、20(項)生活保護費は、418万2,000円の増額でございます。主なものといたしまして、15(目)扶助費が、生活扶助費等国庫負担金過年度返還金137万円、介護扶助費等国庫負担金過年度返還金272万円を増額するものでございます。

27ページをお願いいたします。

25(款)衛生費、10(項)保健衛生費は、2,290万8,000円の増額でございます。内訳といたしまして、10(目)保健衛生総務費が、公的病院等運営費補助金2,290万8,000円を増額するものでございます。

25(款)衛生費、15(項)清掃費、10(目)清掃総務費は、6,383万8,000円の減額でございます。内訳といたしまして、8月豪雨災害に係る天草広域連合衛生費負担金157万7,000円を増額する一方、同負担金松島地区清掃センター緊急対応分6,541万5,000円を減額するものでございます。

35(款)農林水産業費、10(項)農業費は、72万円の増額でございます。主なものといたしまして、40(目)施設管理費が、燃料費272万円を増額するものなどがございます。

28ページをお願いいたします。

40(款)10(項)商工費は、367万9,000円の増額でございます。主なものといたしまして、15(目)商工振興費が、中小企業小規模事業者向け利子補給補助金672万7,000円を増額する一

方、企業立地促進及び雇用促進補助金2,000万円を減額するものでございます。20（目）観光費が、修繕費105万2,000円、上天草市ミュージイ天文台改修工事510万円、同天文台大型望遠鏡備品購入費1,000万円などを増額するものでございます。

45（款）土木費、10（項）土木管理費、10（目）土木総務費は、2,194万4,000円の増額でございます。主なものといたしまして、敷地内堆積土砂処分委託料1億4,700万円、災害等廃棄物処理業務委託料3,735万4,000円、測量専用端末機リース116万3,000円、敷地内堆積土砂撤去負担金2億5,400万円を減額する一方、災害等廃棄物処理事業負担金4億6,100万円などを増額するものでございます。

29ページをお願いいたします。

45（款）土木費、15（項）道路橋梁費は、3,462万6,000円の増額でございます。内訳といたしまして、10（目）道路維持費が、市道雀島1号線道路整備工事1,992万6,000円を増額するものでございます。20（目）橋梁維持費が、第1神代橋ほか2橋補修工事1,470万円を増額するものでございます。

45（款）土木費、20（項）河川費、10（目）河川管理費は、建設海岸県工事負担金254万1,000円の増額でございます。

45（款）土木費、30（項）都市計画費、10（目）都市計画総務費は、157万8,000円の減額でございます。主なものといたしまして、建築物エレベーター防災対策改修支援事業補助金218万5,000円を減額するものなどでございます。

50（款）10（項）消防費は、372万1,000円の増額でございます。主なものといたしまして、20（目）消防施設費が、水道局消火栓整備負担金224万2,000円を増額する一方、消防小型ポンプ積載車308万7,000円などを減額するものでございます。

30ページをお願いいたします。

55（款）教育費、15（項）小学校費は、191万円の増額でございます。主なものといたしまして、10（目）学校管理費が、光熱水費704万7,000円を増額するものなどでございます。

31ページをお願いいたします。

55（款）教育費、25（項）社会教育費は104万7,000円の増額でございます。主なものといたしまして、15（目）公民館費が、自治公民館等修繕補助金200万円を増額するものでございます。

32ページをお願いいたします。

60（款）災害復旧費、10（項）農林水産施設災害復旧費は、12億3,456万6,000円の増額でございます。内訳といたしまして、15（目）農業用施設等災害復旧費が、農地災害復旧工事2億5,700万円、農業用施設災害復旧工事6億5,970万円を増額するものでございます。20（目）林業施設等災害復旧費が、林道災害復旧工事3億923万1,000円を増額するものでございます。25（目）治山施設災害復旧費が、単県治山市町村自然災害復旧工事863万5,000円を増額するものでございます。

60(款) 災害復旧費、15(項) 公共土木施設災害復旧費は、2億8,478万5,000円の増額でございます。内訳といたしまして、10(目) 道路災害復旧費が、市道米山星平線ほか災害復旧工事8,737万5,000円を増額するものでございます。15(目) 河川災害復旧費が、山浦川ほか災害復旧工事1億2,191万円、河川災害復旧単独工事7,550万円を増額するものでございます。

33ページをお願いいたします。

60(款) 災害復旧費、25(項) 文教施設災害復旧費、20(目) 社会体育施設災害復旧費は、1,155万9,000円の増額でございます。内訳といたしまして、修繕費105万9,000円、松島総合センターアロマホール座席等撤去工事550万円、松島総合運動公園テニスコート災害復旧工事500万円を増額するものでございます。

60(款) 災害復旧費、30(項) その他公共施設等災害復旧費、35(目) 法定外公共物災害復旧費は、上天草市管内法定外公共物災害復旧工事7,286万4,000円の増額でございます。

70(款) 諸支出金、20(項) 基金費、95(目) 奨学基金費は、奨学基金積立て費209万2,000円の増額でございます。

以上が、令和7年度上天草市一般会計補正予算(第9号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(嶋元 秀司議員) 次に、議案第87号から議案第90号を、健康福祉部長。

○健康福祉部長(宮崎 誠吾君) よろしく申し上げます。

議案書23ページをお願いいたします。

議案第87号、令和7年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)について御説明いたします。

なお、100万円以下の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

予算書34ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ550万円を追加し、歳入歳出予算の総額を47億5,880万5,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

39ページをお願いいたします。

25(款) 国庫支出金、15(項) 国庫補助金、11(目) 補助金は、令和8年度から施行される子ども・子育て支援制度に伴い、国民健康保険税として、子ども・子育て支援金を徴収するためのシステム改修に係る子ども・子育て支援事業費補助金550万円を増額するものでございます。

歳出の主なものについて御説明いたします。

40ページをお願いいたします。

10(款)総務費、10(項)総務管理費、10(目)一般管理費は、令和8年度から施行される子ども・子育て支援金制度に伴い、国民健康保険税として子ども・子育て支援金を徴収する必要が生じるため、これに対応するシステム改修委託料550万円を増額するものでございます。

16(款)国民健康保険事業費納付金、10(項)医療費給付費分、10(目)一般被保険者医療費給付費分は、熊本県へ支払う令和7年度国民健康保険事業費納付金が確定したことに伴い、319万4,000円を増額するものでございます。

50(款)諸支出金、10(項)償還金及び還付加算金、25(目)国庫支出金返納金は、令和6年度社会保障税番号制度システム整備費等補助金の確定に伴い、国への返還金132万4,000円を増額するものでございます。

55(款)10(項)10(目)予備費は、歳入歳出予算の調整のため479万8,000円を減額するものでございます。

以上が、令和7年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書24ページをお願いいたします。

議案第88号、令和7年度上天草市診療所特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

予算書41ページをお願いいたします。

歳入歳出予算それぞれ2万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5,884万5,000円とするものでございます。

予算書44ページをお願いいたします。

第2表の地方債の補正は、辺地対策事業債を60万円増額し、起債限度額を230万円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

47ページをお願いいたします。

21(款)県支出金、10(項)県補助金、10(目)へき地診療所設備整備費補助金は、熊本県へき地診療所設備整備事業補助金に係る県補助上限額の内示により、62万5,000円を減額するものでございます。

40(款)10(項)市債、20(目)へき地対策事業債は、熊本県へき地診療所設備整備事業補助金の減額により60万円を増額するものでございます。

歳出について御説明いたします。

48ページをお願いいたします。

20(款)10(項)10(目)予備費は、歳出予算の調整のため2万5,000円を減額するもの
でございます。

以上が、令和7年度上天草市診療所特別会計補正予算(第2号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定によ
り、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案書25ページをお願いいたします。

議案第89号、令和7年度上天草市介護保険特別会計補正予算(第2号)について御説明いた
します。

なお、100万円以下の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

予算書49ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ126万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を41億9,596万6,000円とするも
のでございます。

歳入について御説明いたします。

54ページをお願いいたします。

45(款)繰入金、10(項)一般会計繰入金は、206万9,000円の減額でございます。内容と
いたしまして、15(目)その他一般会計繰入金が、天草広域連合の介護保険認定審査会事務負
担金の減額に伴い、事務費繰入金を減額するものです。

歳出について御説明いたします。

55ページをお願いいたします。

10(款)総務費、20(項)介護認定審査会費は、206万9,000円の減額でございます。内容
といたしまして、10(目)介護認定審査会費が、令和7年度天草広域連合の介護保険認定審査
会事務負担金の減額に伴い減額するものでございます。

15(款)保険給付費、10(項)介護サービス等諸費は、1,614万4,000円の減額ございま
す。内容といたしまして、60(目)地域密着型介護サービス費が、小規模多機能型居宅介護事
業の利用件数の減少などにより減額するものでございます。

15(款)保険給付費、15(項)介護予防サービス等諸費は、2,010万円の増額ございま
す。内容といたしまして、10(目)介護予防サービス給付費が、介護予防訪問看護事業の利用
件数の増加などにより、1,625万9,000円を増額するものでございます。25(目)介護予防住宅
改修費が、介護予防住宅改修事業の給付件数の増加などにより234万9,000円を増額するも
のでございます。30(目)介護予防サービス計画給付費が、要支援者に作成する介護予防サー
ビス計画の増加により235万8,000円を増額するものでございます。

56ページをお願いいたします。

50(目)地域密着型介護予防サービス費が、介護予防認知症対応型共同生活介護事業の給付

見込額の減少などにより、123万1,000円を減額するものでございます。

15(款)保険給付費、30(項)特定入所者介護サービス等費は395万6,000円の減額でございます。内容といたしまして、10(目)特定入所者介護サービス費が、給付件数の減少などにより減額するものでございます。

以上が、令和7年度上天草市介護保険特別会計補正予算(第2号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書26ページをお願いいたします。

議案第90号、令和7年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

なお、100万円以下の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

予算書57ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ253万円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億9,908万5,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

62ページをお願いいたします。

16(款)国庫支出金、10(項)国庫補助金、10(目)補助金は、令和8年度から施行される子ども・子育て支援金制度に伴い、後期高齢者医療保険料として、子ども・子育て支援金を徴収するためのシステム改修に係る子ども・子育て支援事業費補助金を253万円増額するものでございます。

歳出について御説明いたします。

63ページをお願いいたします。

10(款)総務費、10(項)総務管理費、10(目)一般管理費は、令和8年度から施行される子ども・子育て支援金制度に伴い、後期高齢者医療保険料として、子ども・子育て支援金を徴収する必要が生じるため、これに対応するシステム改修委託料253万円を増額するものでございます。

以上が、令和7年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(嶋元 秀司議員) 次に、議案第91号を、水道局長。

○水道局長(渡辺 政明君) よろしくお願いいたします。

議案書 27 ページをお願いいたします。

議案第 91 号、令和 7 年度上天草市水道事業会計補正予算（第 2 号）について御説明いたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、他会計からの補助金の項目につきまして、追加及び減額するとともに、当初設定した債務負担行為を補正するものでございます。

別冊予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 2 条、収益的収入及び支出は、補正予定額をそれぞれ 136 万 9,000 円減額し、9 億 8,511 万 8,000 円とするものでございます。収入科目の補正予定額の主なものとしまして、第 1 項、営業収益は、水道料金収益を 4 月から 9 月までの実績に伴い減額するものでございます。第 2 項、営業外収益は、高料金対策等に要する経費の確定に伴う差額分について、一般会計補助金を増額及び前年度に実施した消火栓修繕等の負担金を追加するものでございます。第 3 項、特別利益は、固定資産の売却に伴う差益分について、固定資産売却益を追加するものでございます。

支出項目の補正予定額の主なものとしまして、第 1 項、営業費用は、委託料の入札残等による減額や収納事務手数料を実績に伴い減額するものでございます。

2 ページをお願いいたします。

第 3 項、特別損失は、固定資産量水器の売却に伴い減額するものでございます。第 4 項、予備費は、収入支出予定額を調整するため増額するものでございます。第 3 条、資本的収入及び支出は、収入を 234 万円増額し、総額 2 億 2,826 万 5,000 円に、支出を 472 万 6,000 円減額し、総額 5 億 9,942 万円とし、予算第 4 条本文括弧書きを、資本的収入が資本的支出に対して不足する額 3 億 7,115 万 5,000 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,933 万 5,000 円、過年度分損益勘定留保資金 3 億 10 万 7,000 円、当年度分損益勘定留保資金 4,171 万 3,000 円に改め、資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

収入科目の補正予定額につきまして、第 4 項、工事負担金は、令和 6 年度建設改良工事に合わせて実施した消火栓取替工事 3 件についての市からの工事負担金を追加するものでございます。第 6 項、固定資産売却代金は、量水器売却代金を追加するものでございます。支出項目の補正予定額につきまして、第 1 項、建設改良費は、量水器購入に関する入札残等について減額するものでございます。第 2 項、企業債償還金は、企業債償還金確定に伴い減額するものでございます。

3 ページをお願いいたします。

第 4 項、債務負担行為の補正は、当初予算において設定した水道料金の収納代行に係る経費について、事務の円滑な執行等、適切な予算管理を図るため、委託する事項を整理し、期間を令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とし、限度額を 937 万 5,000 円に設定するものでございます。第 5 条、他会計からの補助金の補正につきまして、予算第 10 条中、1 億 2,784 万 3,000 円を 1 億 2,794 万 2,000 円に改めるものでございます。

以下、4 ページから補正予算に関します説明資料を添付しておりますので、お目通しをよろしくをお願いいたします。

以上が、令和7年度上天草市水道事業会計補正予算（第2号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（嶋元 秀司議員） 会議の途中ですが、1時間を経過しておりますので、10分間休憩したいと思います。いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（嶋元 秀司議員） 休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時12分

○議長（嶋元 秀司議員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、議案第92号を、建設部長。

○建設部長（岩永 裕一君） 議案書28ページをお願いいたします。

議案第92号、令和7年度上天草市下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第2条、既決予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

1（款）下水道事業費用、2（項）営業外費用を83万2,000円増額し、4（項）予備費を83万2,000円減額するものでございます。また、第3条の既決の予算に債務負担行為を第11条として追加し、令和8年4月1日から業務を開始するために、令和8年3月31日までに契約を締結する必要がある委託料につきまして、債務負担行為を設定するものでございます。

詳細につきましては、3ページをお願いいたします。

1（款）下水道事業費用、2（項）営業外費用、1（目）支払い利息及び企業債取扱い諸費において、当初予算編成後の企業債の利息により不足する見込みとなったことから、183万2,000円を増額し、同項2（目）消費税を100万円、4（項）1（目）予備費を83万2,000円減額するものでございます。

なお、1（款）下水道事業費用、1（項）営業費用、1（目）管渠費の動力費の不足見込額15万円については、同目の修繕費を同項4（目）総がかり費の負担金の不足額6万円については、同目の委託料を減額して充てるものでございます。

以上が、令和7年度上天草市下水道事業会計補正予算（第2号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定によ

り、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、議案第93号を、病院事務長、お願いします。

○病院事務長（山川 康興君） よろしくよろしくお願いいたします。

議案書29ページをお願いいたします。

議案第93号、令和7年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

別冊予算書の1ページをお願いいたします。

第2条、令和7年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ65万8,000円増額し、40億7,059万5,000円とするものでございます。

収入について御説明いたします。

2ページをお願いいたします。

1（款）病院事業収益、7（項）介護老人保健施設収益、1（目）補助金43万9,000円及び9（項）居宅介護支援センター収益、2（目）その他収益、21万9,000円の増額は、ケアプランデータ連携活用促進事業補助金により、当該収益を増額するものでございます。

次に、支出について御説明いたします。

1（款）病院事業費用、7（項）介護老人保健施設費用、3（目）経費43万9,000円及び9（項）居宅介護支援センター費用、2（目）経費21万9,000円の増額は、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所間で毎月やり取りされるケアプラン関連の情報を送受信できるようにするデータ連携に係るシステム接続費用を増額するものです。

戻って、別冊予算書の1ページをお願いいたします。

第3条、債務負担行為の追加につきましては、会計年度任用職員報酬等資料作成業務委託料の債務負担行為の限度額を140万5,000円とするものでございます。

以上が、令和7年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第2号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、議案第94号から議案第97号を、経済振興部長。

○経済振興部長（本田 善生君） よろしくよろしくお願いいたします。

議案書30ページをお願いいたします。

議案第94号、指定管理者の指定について御説明いたします。

今回の提案は、上天草市姫戸白嶽森林公園、上天草市姫戸小島公園及び上天草市諏訪公園の指

定管理者による管理運営について、今年度をもって現在の指定管理期間が満了することに伴い、新たな指定管理者を指定するものでございます。施設の名称、指定管理者及び指定の期間については、議案書に記載のとおりでございます。

提案理由といたしましては、上天草市姫戸白嶽森林公園、上天草市姫戸小島公園及び上天草市諏訪公園の指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いたします。

続きまして、議案書31ページをお願いいたします。

議案第95号、指定管理者の指定について御説明いたします。

今回の提案は、上天草市樋合海水浴場休憩施設海の家指定管理者による管理運営について、今年度をもって現在の指定管理期間が満了するに伴い、新たな指定管理者を指定するものでございます。

施設の名称、指定管理者及び指定の期間については、議案書に記載のとおりでございます。

提案理由といたしましては、上天草市樋合海水浴場休憩施設海の家指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いたします。

続きまして、議案書32ページをお願いいたします。

議案第96号、指定管理者の指定について御説明いたします。

今回の提案は、上天草物産館さんばーの指定管理者による管理運営について、今年度をもって現在の指定管理期間が満了することに伴い、新たな指定管理者を指定するものでございます。施設の名称、指定管理者及び指定の期間については、議案書に記載のとおりでございます。

提案理由といたしましては、上天草物産館さんばーの指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いたします。

続きまして、議案書33ページをお願いいたします。

議案第97号、指定管理者の指定について御説明いたします。

今回の提案は、上天草市荷さばき施設の指定管理者による管理運営について、今年度をもって現在の指定管理期間が満了することに伴い、新たな指定管理者を指定するものでございます。

施設の名称、指定管理者及び指定の期間については、議案書に記載のとおりでございます。

提案理由といたしましては、上天草市荷さばき施設の指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、議案第98号を、教育部長。

○教育部長（松尾 伸之君） よろしく願いいたします。

議案書34ページをお願いいたします。

議案第98号、指定管理者の指定について御説明いたします。

上天草市大矢野総合スポーツ公園の指定管理による管理運営について、本年度をもって5年間の指定管理期間が満了することに伴い、新たな指定管理者を指定するものでございます。施設の名称、指定管理者及び指定の期間につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

提案理由といたしましては、上天草市大矢野総合スポーツ公園の指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、議案第99号を、総務部長。

○総務部長（前方 正広君） 議案書35ページをお願いいたします。併せて説明資料29ページをお願いいたします。

議案第99号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について御説明いたします。

この議案は、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一つである交通災害見舞金に関する事務について、令和8年3月31日をもって菊池市が脱退することに伴い、当該組合の共同処理する事務を変更するとともに、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更するものでございます。なお、この規約は、令和8年4月1日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（嶋元 秀司議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

日程第25 諮問第 3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第25、諮問第3号を議題といたします。

本案について、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 議案書36ページをお願いいたします。併せて委員等の同意等議案に関する資料の1ページをお願いいたします。

諮問第3号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて諮問させていただきます。

今回の提案は、人権擁護委員の任期満了に伴い、候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会に意見を求めるものでございます。

人権擁護委員の候補者として推薦する者の氏名は、水野博之氏でございます。住所、生年月日、経歴等につきましては、議案書及び別紙資料に記載のとおりでございます。任期は、令和8年4月1日から令和11年3月30日までの3年間でございます。

提案理由といたしましては、人権擁護委員の候補者を推薦する場合は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く必要があります。

これが、議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

日程第26 報告第11号 専決処分の報告について【和解及び損害賠償額の決定について】

日程第27 報告第12号 専決処分の報告について【和解及び損害賠償額の決定について】

日程第28 報告第13号 専決処分の報告について【和解及び損害賠償額の決定について】

日程第29 報告第14号 専決処分の報告について【和解及び損害賠償額の決定について】

日程第30 報告第15号 上天草市教育委員会の事務に関する点検及び評価報告書の提出について

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第26、報告第11号及び日程第30、報告第15号を行います。

執行部から報告内容の説明を求めます。

報告第11号及び報告第12号を、総務部長。

○総務部長（前方 正広君） 議案書37ページをお願いいたします。説明資料は30ページからになります。

報告第11号、専決処分の報告について御説明いたします。

和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により御報告いたします。

専決第12号、和解及び損害賠償額の決定について。

令和7年8月11日、上天草市松島総合運動公園内で発生した和解の相手方所有の軽乗用車の損壊に関し、令和7年11月17日に専決処分を行い、当該相手方と損害賠償の額を決定し、和

解したものでございます。

これは、令和7年8月11日の豪雨に伴う避難所対応業務において、職員に対して、公用車で従事すべき旨の指示を行っておらず、当該職員が和解の相手方所有の車両で従事したため、当該車両が浸水し、損害を与えたものでございます。

和解の相手方、損害賠償の額、和解事項については、議案書に記載のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

続きまして、議案書38ページをお願いいたします。説明資料は34ページからになります。

報告第12号、専決処分の報告について御説明いたします。

和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により御報告いたします。

専決第13号、和解及び損害賠償額の決定について。

令和7年8月11日、上天草市松島総合運動公園内で発生した和解の相手方所有の軽乗用車の損壊に関し、令和7年11月17日に専決処分を行い、当該相手方と損害賠償の額を決定し、和解したものでございます。

これは、令和7年8月11日の豪雨に伴う避難所対応業務におきまして、職員に対し、公用車で従事すべき旨の指示を行っておらず、和解の相手方である当該職員が、自身の所有する車両で従事したため、当該車両が浸水し、損害を与えたものでございます。

和解の相手方、損害賠償の額、和解事項につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、専決第13号を、経済振興部長、お願いします。

○経済振興部長（本田 善生君） 議案書39ページをお願いいたします。併せて説明資料38ページをお願いいたします。

報告第13号、専決処分の報告について御説明いたします。

和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により御報告いたします。

専決第11号、和解及び損害賠償額の決定について、令和6年12月30日に、上天草市龍ヶ岳町林道平山線において発生した草木の接触による車両損壊事故に関し、令和7年11月14日に専決処分を行い、当該相手方と損害賠償の額を決定し、和解したものでございます。

この事故は、和解の相手方が、林道平山線を通行中に、林道沿いに繁茂した草木に接触したことが原因で、当該相手方所有の小型貨物車の一部を損壊したものでございます。

和解の相手方、損害賠償の額、和解事項については、議案書に記載のとおりでございます。今後、再発防止のため、事故防止及び安全管理について徹底してまいります。

以上で報告を終わります。

○議長（嶋元 秀司議員） 続きまして、報告第14号を、市民生活部長。

○市民生活部長（藤川 勝利君） 議案書40ページをお願いします。

報告第14号、専決処分の報告について御説明いたします。

和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により御報告いたします。

専決第10号、和解及び損害賠償額の決定につきましては、令和7年4月10日、住民基本台帳事務における和解の相手方の住民票の除票の写しを誤交付したことに関し、令和7年11月6日に専決処分を行い、当該相手方と損害賠償の額を決定し、和解したものでございます。

和解の相手方、損害賠償の額、和解事項については、議案書に記載のとおりでございます。今後、職員には、これまで以上の法令遵守はもとより、責任感と緊張感を持って事務に当たるよう指導し、再発防止と市政の信頼回復に努めてまいります。

このたびは、御心配、御迷惑をおかけして本当に申し訳ありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（嶋元 秀司議員） 報告第15号を、教育部長。

○教育部長（松尾 伸之君） 議案書41ページをお願いいたします。

報告第15号、上天草市教育委員会の事務に関する点検及び評価報告書の提出について御説明いたします。

教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、令和6年度に教育委員会が実施した主要事業について点検及び評価を行いました。その結果に関する報告書を提出するものでございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（嶋元 秀司議員） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明日12月2日から12月9日までは、議案研究のために休会し、次の本会議は、12月10日の午前10時から議案質疑及び委員会付託となっております。なお、質疑をされる方は、12月2日の正午までに通告書の提出をお願いします。一般質問をされる方は、12月3日の正午までに通告書の提出をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午前11時33分